

藤枝市耐震シェルター整備事業

書類は全て1部

申請者	市
<p>1. 交付申請書（契約前に申請してください。）</p> <p>①交付申請書（第1号様式） ②昭和56年5月31日以前に建築又は工事着手した木造の住宅であることを証明するもの ③耐震シェルターの設置に係る見積書（写し） ④耐震診断結果（写し） ⑤申請者が建物所有者以外の場合、所有者の承諾書 ※補助額上乘せの場合は更に以下を添付 ⑥高齢者等を証明するもの（写し） I）65歳以上の証明 （年金受給者証、健康保険証又は運転免許証） II）身体障害程度等級が1・2級の者（身体障害者手帳） III）要介護・要支援者（介護保険被保険者証） IV）知的障害者（療育手帳） V）精神障害者（精神障害者保険福祉手帳） ⑦家族構成報告書</p>	<p>受理</p>
<p>受領</p>	<p>交付決定通知</p>
<p>契約・事業開始（※決定通知書の日付以降に契約してください。）</p>	
<p>2. 変更承認申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の総額の20パーセントを超える変更の場合 ・補助対象経費を構成する費用の項目でいずれの費目も変更額が20パーセントを超える 場合 <p>①変更承認申請書（第3号様式）</p> <p>3. 中止又は廃止の場合</p> <p>①変更承認申請書（第3号様式）</p>	<p>受理</p>
<p>受領</p>	<p>変更承認通知</p>
<p>事業完了</p>	
<p>3. 実績報告書 事業完了をしてから30日以内又は年度の末日</p> <p>①事業完了実績報告書（第5号様式） ②設置工事の状況が確認できる写真 （施工箇所ごとの施工前、施工中及び完了時） ③領収書又は契約書（写し）</p>	<p>受理</p>
<p>受領</p>	<p>確定通知</p>
<p>4. 請求書（確定通知書受領後10日以内）</p>	<p>支払い通知</p>